

## ◇「上尾市立学校施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則」の概要

### 1 改正の理由

市長から権限の委任を受けている教育委員会の所管に属する教育機関における使用料の減免について、教育委員会内における統一的な基準を設定することから、所要の改正を行うものである。

### 2 改正点

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設、市民ギャラリー、市立公民館、図書館瓦葺分館集会室、平方スポーツ広場、平方野球場及び平塚サッカー場における使用料の減免について、次に掲げる統一的な基準を設定する。

- (1) 市又は教育委員会が主催する行事等に利用する場合は、使用料を免除とする。
- (2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合は、使用料の5割を減額する。
- (3) このほか、教育委員会が特に必要があると認める場合は、使用料の免除又は5割を減額する。

### 3 施行期日 平成25年4月1日

◇上尾市立学校施設の開放に関する規則（昭和56年上尾市教育委員会規則第5号）

新旧対照表

改正前 ( <u>      </u> 改正部分)	改正後 ( <u>太字</u> 改正部分)
<p>(使用料の減免)</p> <p>第21条 条例第3条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会の主催する体育行事に利用する場合 免除</p> <p>(2) 市内の高齢者又は心身障害者の団体に、教育委員会の指定するものが利用する場合 免除</p> <p>(3) 前号に規定する団体以外の市内の高齢者又は心身障害者の団体が利用する場合 7割減額</p> <p>(4) その他教育委員会が特に必要であると認める場合 3割減額</p> <p>2 条例第3条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料減額・免除申請書（第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第21条 条例第3条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会の主催する<b>行事等</b>に利用する場合 免除</p> <p><b>(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額</b></p> <p><b>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要であると認める場合 5割減額又は免除</b></p> <p>2 条例第3条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料減額・免除申請書（第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>

◇上尾市民ギャラリー管理規則（昭和58年上尾市教育委員会規則第1号）

新旧対照表

改正前 ( <u>      </u> 改正部分)	改正後 ( <u>太字</u> 改正部分)
<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第8条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に定めるところとする。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する展示会等に利用するとき 免除</p> <p>(2) 市立小学校又は中学校が主催する展示会等に利用するとき 5割減額</p> <p>(3) その他教育委員会が特に必要と認めるとき 5割減額</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市民ギャラリー使用料減額・免除申請書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第8条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に<b>掲げる</b>場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する<b>行事等</b>に利用する場合 免除</p> <p><b>(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額</b></p> <p><b>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要であると認める場合 5割減額又は免除</b></p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市民ギャラリー使用料減額・免除申請書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>

## ◇上尾市立公民館管理規則（昭和60年上尾市教育委員会規則第4号）

## 新旧対照表

改正前 ( <u>    </u> 改正部分)	改正後 ( <u>太字</u> 改正部分)
<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に<u>定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 市が主催する行事等に利用するとき 免除</p> <p>(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用するとき 5割減額</p> <p>(3) <u>その他教育委員会が特に必要と認めるとき 5割減額又は免除</u></p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市立公民館使用料減額・免除申請書（第10号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に<u>掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 市<u>又は教育委員会</u>が主催する行事等に利用する場合 免除</p> <p>(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除</u></p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市立公民館使用料減額・免除申請書（第10号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>

## ◇上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する規則（昭和62年上尾市教育委員会規則第4号）

## 新旧対照表

改正前 ( <u>    </u> 改正部分)	改正後 ( <u>太字</u> 改正部分)
<p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第7条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に<u>定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 市が主催する行事等に利用するとき 免除</p> <p>(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用するとき 5割減額</p> <p>(3) <u>その他教育委員会が特に必要と認めるとき 5割減額又は免除</u></p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額・免除申請書（第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第7条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に<u>掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 市<u>又は教育委員会</u>が主催する行事等に利用する場合 免除</p> <p>(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除</u></p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額・免除申請書（第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>

◇上尾市平方スポーツ広場管理規則（平成18年上尾市教育委員会規則第2号） 新旧対照表

改正前 ( ____改正部分)	改正後 ( <b>太字</b> 改正部分)
<p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分の場合に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する<u>スポーツ行事</u>に利用する場合 免除</p> <p>(2) 市立学校が教育目的のために行う体育行事に利用する場合 免除</p> <p>(3) 市内の高齢者又は心身障害者の団体で、教育委員会が指定する団体が利用する場合 免除</p> <p><u>(4) 前号に規定する団体以外の市内の高齢者又は心身障害者の団体が利用する場合 7割減額</u></p> <p><u>(5) その他教育委員会が特に必要があると認める場合 3割減額</u></p> <p>2 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市平方スポーツ広場使用料減額・免除申請書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分の場合に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する<u>行事等</u>に利用する場合 免除</p> <p><b><u>(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額</u></b></p> <p><b><u>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除</u></b></p> <p>2 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市平方スポーツ広場使用料減額・免除申請書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>

◇上尾市平方野球場管理規則（平成18年上尾市教育委員会規則第3号） 新旧対照表

改正前 ( ____改正部分)	改正後 ( <b>太字</b> 改正部分)
<p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分の場合に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する<u>スポーツ行事</u>に利用する場合 免除</p> <p>(2) 市立学校が教育目的のために行う体育行事に利用する場合 免除</p> <p>(3) 市内の高齢者又は心身障害者の団体で、教育委員会が指定する団体が利用する場合 免除</p> <p><u>(4) 前号に規定する団体以外の市内の高齢者又は心身障害者の団体が利用する場合 7割減額</u></p> <p><u>(5) その他教育委員会が特に必要があると認める場合 3割減額</u></p> <p>2 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市平方野球場使用料減額・免除申請書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分の場合に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する<u>行事等</u>に利用する場合 免除</p> <p><b><u>(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額</u></b></p> <p><b><u>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除</u></b></p> <p>2 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市平方野球場使用料減額・免除申請書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>

## ◇上尾市平塚サッカー場管理規則（平成18年上尾市教育委員会規則第4号） 新旧対照表

改正前 ( <u>      </u> 改正部分)	改正後 ( <u>太字</u> 改正部分)
<p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する<u>スポーツ行事</u>に利用する場合 免除</p> <p>(2) 市立学校が教育目的のために行う<u>体育行事</u>に利用する場合 免除</p> <p>(3) 市内の高齢者又は心身障害者の団体で、教育委員会が指定する団体が利用する場合 免除</p> <p>(4) <u>前号に規定する団体以外の市内の高齢者又は心身障害者の団体が利用する場合 7割減額</u></p> <p>(5) <u>その他教育委員会が特に必要があると認める場合 3割減額</u></p> <p>2 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市平塚サッカー場使用料減額・免除申請書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分の場合に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する<u>行事等</u>に利用する場合 免除</p> <p><b>(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額</b></p> <p><b>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除</b></p> <p>2 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市平塚サッカー場使用料減額・免除申請書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>